労 働 局 長 殿

労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)支給申請書

事 業 主 所在地

(〒

申請日

)

年 月 日

							名称 代表者氏名						
					代	理 人	(所在地 名称 氏名	₸)			
					事	出代行者・ 務代理者) 保険労務士	所在地 名称	₸)			
Ą	労働	移動]支援助成金(早期雇入	1支援コ	ース)の支	え給を受	きけたいので	別紙	を添付のうえ、	次のとおり申請	します。		
1	事	業所	の名称										
2	事業所の所在地			(₹)		電話番号	_	_		
3	雇用保険適用事業所番号				_				_				
4	労働保険番号								_				
5	事業内容			産業分類	類大分類	1. = = = = = = = = = =			中				
6	支	給申	請額					円	(対象者数	. 人.)		
		うち	<u>人材育成支援分</u> 申請額					円	(対象者数	. 人))		
7	国	· 地		請の有無		有	(名称)		無
8	8 事業主都合による 解雇等の有無						↓ 起算して 6 か月 ひ。)を行った			過した日までの間に ^国	事業主都合	有	無
※賃金上昇加算及び優遇助成による申請を希望される場合のみ、太枠内(9(賃金上昇加算がある場合のみ)、10及び11)を記載してください。												ください。	
9		-	賃金上昇加算該当		該当あり								
10			区分		憂遇助成				優遇助成(新型)	コロナウイルス感染	症対応)		
11		(1)	直近の会計年度と3年度前を 売上高が5%以上伸びてい	·比較した ること。	売上高を 記載	A 3	()年度 ¾Bの3年度前 千円	В	() 年度※直近の会計年度千円	C (B-A) /A	添付書類	 	※確認欄
		(2)	ローカルベンチマークの財果(総合評価点)がB以上と。		該当する 財務分析 結果に○	A	В	С	D				
		(3)	直近の会計年度と3年度前を 生産性の伸び率が6%以上で と。(※1)		生産性の伸び率を記載		%						
		(4)	(1)~(3)に該当しないが、(を希望する場合 (※1、2)	憂遇助成	生産性の伸び率を記載		%		事業主の与信取引 幾関へ照会するこ	状況等について とについて	□ 同意する		
(※1) 生産性の算定対象となった期間中に、雇用している労働者を事業主都合によって解雇等(退職勧奨を含む)をしていないことが必要です。 (※2)(1)~(3)に該当しない場合であっても、(3)の生産性の伸び率が1%以上6%未満であり、申請事業主の承諾の上で金融機関が行う与信取引状況や企業の事業に関する見立てを参考に、当該企業の成長性・将来性が見込まれるものと労働局長が判断した場合には、優遇助成の対象と見なします。													
12 申請に関する担当者			関する担当者	所 属 氏 名					電話番号 E-MAIL		<u> </u>		
*							処 理	欄					
<u>※</u> 局:	麦		部長 課長 課	 長補佐	職業指	導官	姓 <u></u> 係長	担当	起案	年 月 日 年 月 日 _{支給)決定年月日}	年 年 年	月 月 月	日 日 日
所長 部長・次長 課長・統括 上席・係長 職業指導官担当 支給決定番号第 号 支給決定額 円													뭉

○ 早期雇入れ支援コース

【提出上の注意】

本様式は、労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)(以下「助成金」という。)の支給を受けようとする場合に、次の申請期限までに、以下の書類を添付して管轄労働局長に提出してください。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、助成金の支給はできません。

【支給対象者に職業訓練を実施していない場合】

・支給基準日(雇入れ日から起算して6か月後の日)の翌日から2か月以内

【支給対象者に職業訓練を実施している場合】

・支給基準日(雇入れ日から起算して6か月後の日)までに職業訓練の受講が終了している場合は、支給基準日の翌日から2か 月以内、職業訓練の受講が終了していない場合は、職業訓練受講終了日の翌日から2か月以内

【申請時提出書類】

- 1 対象労働者雇用状況等申立書(様式第9号)
- 2 再就職援助計画対象者又は求職活動支援対象者の雇入れを確認するための書類
- (1) 再就職援助計画対象労働者証明書(写)又は求職活動支援書(写)(※優遇助成(新型コロナウイルス感染症対応)の場合は、「特例対象者」「事業縮小の縮小等を行った理由が新型コロナウイルス感染症の影響であること」「産業分類【日本標準産業分類】」が記載されていること。また、賃金上昇加算を申請する場合は離職前賃金が記載されていること。)
- (2) 雇用契約書(写)、雇入れ通知書(写)等期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類
- 3 雇入れ日から支給申請日までの間の、対象労働者に支払われた賃金を確認するための書類(賃金台帳等)
- 4 雇入れ日の属する月の出勤簿(写)
- 5 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
- 6 優遇助成を受けようとする場合、次の(1)~(4)いずれかの書類。また、優遇助成(新型コロナウイルス感染症対応)を受けようとする場合、次の(1)~(4)に加えて(5)の書類。
- (1) 売上高について、支給申請日の属する年度の直近の会計年度とその3年度前の間で比較することのできる書類(写)
- (2) ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類(写)及び財務諸表
- (3) 生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)
- (4) 与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(共通要領様式第3号)
- (5) 業種が分かる定款や登記事項証明書(写しを含む)等の書類
- 7 その他管轄労働局長が必要と認める書類

【人材育成支援申請分】

- 1 支給申請額內訳 (様式第11号)
- 2 職業訓練認定通知書(様式第6号)(写)
- 3 職業訓練計画(様式第2号)(写)
- 4 Off-JT実施状況報告書(様式第12号)
- 5 Off-JTの実施内容等を確認するための書類(実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等の分かる書類(事前に対象者に配布したもの等)やカリキュラム等)
- 6 Off-JTを事業内訓練で実施した場合
- (1) 外部講師の謝金・手当(所得税控除前の金額)を支払ったことを確認するための書類(講師の略歴書等及び領収書又は振込通知書等 (写))
- (2) 施設・設備の借上費を支払ったことを確認するための書類(領収書(写)(施設・設備借上費のわかるもの)又は振込通知書(写))
- (3) 学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書・教材の購入又は作成費を支払ったことを確認するための書類(領収書(品名、単価、数量を明記したもの)又は振込通知書(写)、請求内訳書(領収書等で具体的な内訳が確認できない場合))
- (4) 訓練の受講者数を確認するための書類(訓練の受講者数名簿(受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの))
- 7 Off-JTを事業外訓練で実施した場合
- (1) 訓練実施者の不正関与に関する承諾書(様式第4号)
- (2) 事業内訓練でのOff-JTの実施に要した経費等を確認するための書類
- ・ 受講に際して必要となる入学料、受講料、教科書代等を支払ったことを確認するための書類(領収書又は振込通知書(写)及び受講料の案 内(一般的に配布されているもの)、請求内訳書(領収書等で具体的な内訳が確認できない場合)))
- ・ 訓練の受講者数を確認するための書類(訓練の受講者数名簿(受講者の氏名、所属の事業所名が明記されたもの))
- 8 0JTを実施した場合
- (1) 0JT実施状況報告書(様式第14号)
- (2) 0JT評価シート (様式第5号)
- 9 支給対象者が立替え払いをしている場合
 - 支給対象者本人に返金するなどにより事業主が負担したことが確認できる書類
- 10 その他管轄労働局長が必要と認める書類

【記入上の注意】

- 1 各欄ともこの支給申請書の申請日における状況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の氏名等の記載が必要です。
- 3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に代理人の氏名等の記載を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。

また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合は、「(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士」欄に申請者の氏名等について記載をするとともに、「事業主」の欄は事業主の氏名等を記載してください。

- 4 1欄~5欄は、申請事業所における事項をそれぞれ記入してください。
- 6 6 欄は、支給申請額と支給対象者数を記入してください。
 - 「うち人材育成支援分申請額」欄については、人材育成支援の申請を併せて行う場合に記載してください。
- 7 7欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、「有」又は「無」に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している(受給する)補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙(様式任意)にまとめてください。
- 8 8欄は、支給対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過した日(以下「早期雇入れ支援基準期間」という。)までの間に、事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等(退職勧奨を含む。)をしたことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は、本助成金の支給を受けることはできません。
- 9 9欄は、賃金上昇加算に該当する場合はチェックを付してください。
- 10 10欄は、優遇助成に該当する場合は該当するいずれかの項目の□にチェックを付してください。
- 11 11欄は、優遇助成の要件(次の(1)~(4))のうち、該当する項目の□にチェックを付け、その他必要事項を記入してください。
- (1)「直近の会計年度と3年度前を比較した売上高が5%以上伸びていること」に該当する場合、11欄の(1)に支給申請日の属する年度の 直近の会計年度とその3年度前の年度の売上高を記入してください。
- (2)「ローカルベンチマークの財務結果(総合評価点)がB以上であること」に該当する場合、11欄の(2)にローカルベンチマークの財務 分析結果に該当するものに○をしてください。
- (3)「直近の会計年度と3年度前を比較した生産性の伸び率が6%以上であること」に該当する場合、生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)の(4)欄に記載された伸び率を記載してください。
- (4) (1) \sim (3) に該当しないが、(3) で算定した生産性が1%以上6%未満である場合、生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)の(4) 欄に記載された伸び率を記載してください。申請事業主の承諾の上で、金融機関に与信取引状況や企業の事業に関する見立てについて照会を行い、その内容を参考に申請事業主の成長性・将来性が見込まれると労働局が判断した場合に優遇助成の対象となります。
- この要件による優遇助成を受けようとする場合、金融機関に与信取引等について労働局が照会を行うことについて申請事業主の同意が必要となるため、「与信取引等に関する情報提供に係る承諾書」(共通要領様式第3号)を提出してください。
- 12 12欄は、本申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方(代理人等の場合は代理人等)を記入してください。
- 13 「※処理欄」には記入しないでください。

【不支給要件】

以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。

- 1 支給対象者の雇入れ日から起算してその日以前1年間において、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、次の(1)~(3)のいずれかに 該当する場合
- (1) 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること。
- (2) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- (3) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。
- 2 支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合(支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当 該賃金を支払った場合は支給対象となります。)。
 - また、人材育成支援支給対象者の場合は訓練実施期間中の賃金を支払うことが必要です。
- 3 再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者又は雇入れ日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間において当該職業紹介事業者 と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主
- 4 早期雇入れ支援基準期間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等(退職勧奨を含む。)している事業主
- 5 本助成金の支給に係る事業所において、早期雇入れ支援基準期間に3人を超え、かつ雇用保険被保険者の6%を超える特定受給資格者となる離職者を出した事業主
- 6 事業所において、次の(1)~(3)の書類を整備、保管していない事業主(船員法(昭和22年法律第100号)において整備、保管が義務付けられている書類を含む。)
- (1) 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等の書類
- (2) 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に 定める報酬支払簿
- (3) 離職した労働者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類

【その他】

- 1 一の事業所に対する一の年度(支給申請日を基準とし4月1日から翌年3月31日までをいう。)の本助成金の支給対象者の合計が500人を 超えるときは、500人を限度とします。
 - また、一の事業所に対する一の年度の人材育成支援分の支給額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を上限とします。
- 2 管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。 なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には、本助成金の支給を行いません。
- 3 本助成金の申請に当たって管轄労働局長に提出した書類等については、本助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間 保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、 受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年3%の利息を付すとともに、当該返還金額の2割に相当する額を請求します。
- 5 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。

大分類 G 情報通信業 大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業 大分類 A 農業、林業 中分類 01 農業 中分類 37 通信業 中分類 71 学術・開発研究機関 中分類 38 放送業 中分類 72 専門サービス業(他に分類され 中分類 02 林業 中分類 39 情報サービス業 ないもの) 大分類 B 漁業 中分類 73 広告業 中分類 40 インターネット附随サービ 中分類 03 漁業(水産養殖業を除く) ス業 中分類 74 技術サービス業(他に分類され 中分類 04 水産養殖業 中分類 41 映像・音声・文字情報制作 ないもの) 大分類 C 鉱業、採石業、砂利採取業 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業 大分類 H 運輸業、郵便業 中分類 05 鉱業、採石業、砂利採取業 中分類 75 宿泊業 中分類 42 鉄道業 中分類 76 飲食店 大分類 D 建設業 中分類 43 道路旅客運送業 中分類 77 持ち帰り・宅配飲食サービス業 中分類 06 総合工事業 中分類 44 道路貨物運送業 大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業 中分類 07 職別工事業 中分類 45 水運業 中分類 46 航空運輸業 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業 中分類 08 設備工事業 中分類 47 倉庫業 中分類 79 その他の生活関連サービス業 大分類 E 製造業 中分類 48 運輸に付帯するサービス業 中分類 80 娯楽業 中分類 09 食品製造業 中分類 49 郵便業(信書便事業を含 大分類 0 教育、学習支援業 中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業 ts) 中分類 81 学校教育 中分類 11 繊維工業 中分類 12 木材・木製品製造業(家具を 大分類 I 卸売業、小売業 中分類 82 その他の教育、学習支援業 除く) 中分類 50 各種商品卸売業 中分類 13 家具·装備品製造業 大分類 P 医療、福祉 中分類 51 繊維・衣服等卸売業 中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 中分類 52 飲食料品卸売業 中分類 83 医療業 中分類 53 建築材料、鉱物・金属材料 中分類 84 保健衛生 中分類 15 印刷・同関連業 中分類 16 化学工業 等卸売業 中分類 85 社会保険·社会福祉·介護事業 中分類 54 機械器具卸売業 中分類 17 石油製品・石炭製品製造業 中分類 18 プラスチック製品製造業(別 中分類 55 その他の卸売業 大分類 Q 複合サービス事業 系を除く) 中分類 56 各種商品小売業 中分類 86 郵便局 中分類 19 ゴム製品製造業 中分類 57 織物・衣服・身の回り品小 中分類 87 協同組合(他に分類されないも 中分類 20 なめし革・銅製品・毛皮製造 売業 Ø) 中分類 58 飲食料品小売業 中分類 21 窯業・土石製品製造業 中分類 59 機械器具小売業 大分類 R サービス業(他に分類されないもの) 中分類 22 鉄鋼業 中分類 60 その他の小売業 中分類 88 廃棄物処理業 中分類 23 非鉄金属製造業 中分類 61 無店舗小売業 中分類 89 自動車整備業 中分類 24 金属製品製造業 中分類 90 機械等修理業(別掲を除く) 中分類 25 はん用機会器具製造業 大分類 J 金融業、保険業 中分類 91 職業紹介・労働者派遣業 中分類 26 生産用機械器具製造業 中分類 62 銀行業 中分類 92 その他の事業サービス業 中分類 27 業務量機械器具製造業 中分類 63 共同組織金融業 中分類 93 政治・経済・文化団体 中分類 28 電子部品・デバイス・電子回 中分類 64 貸金業、クレジットカード 中分類 94 宗教 路製造業 等非預金信用機関 中分類 95 その他のサービス業 中分類 65 金融商品取引業、商品先物 中分類 29 電気機械器具製造業 中分類 96 外国公務 中分類 30 情報通信機械器具製造業 取引業 中分類 31 輸送用機械器具製造業 中分類 66 補助的金融業等 大分類 S 公務(他に分類されるものを除く) 中分類 32 その他の製造業 中分類 67 保険業(保険媒介代理業、 中分類 97 国家公務 保険サービス業を含む) 中分類 98 地方公務 大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業 大分類 K 不動産業、物品賃貸業 大分類 T 分類不能の産業 中分類 33 電気業 中分類 99 分類不能の産業 中分類 34 ガス業 中分類 68 不動産取引業 中分類 69 不動産賃貸業·管理業 中分類 35 熱供給業 中分類 36 水道業 中分類 70 物品賃貸業